

アジア連携構想の潮流における東アジア共同体

East Asian Community as one of the movements of Asian cooperation system

川 島 哲
KAWASHIMA Satoshi

【Summary】

Since the time of the so-called Asian Financial Crisis in 1997, the East Asian Community system has been discussed for about ten years as one of the conceptions of the Asian economy cooperation systems. Apart from the systematic aspects, its realization has already started.

This monograph describes how and where the stream of the East Asian Community system started and developed by solving difficult problems.

The major issue is of course its appropriateness. Furthermore various realistic problems that the Asia cooperation will deal with are also discussed.

目 次

はじめに

1. 近年の東アジア共同体論議
2. 地域政治から見た東アジア共同体論
3. ASEAN経済共同体（AEC）
4. ASEAN憲章
5. ASEAN地域統合面での諸分野

おわりに

はじめに

昨年9月の民主党政権発足時に、鳩山首相（当時）が政権公約として掲げたことにより東アジア共同体構想が、より一般的に認識されるようになった。

この構想自体は、1997年のいわゆるアジア通貨危機以降のアジア経済連携構想のひとつとして10年ほど前から模索されてきた。制度的な面はともかく現実的にはその潮流は既に動き始めている。

本稿においては、アジア共同体についてみてみたい。

そこには是非が様々に論じられている。その議論をまとめてみたのが以下である。そして、それらの難題課題をもとにして現実的なフォローとしてどこからどのように前進していこうとしているのかという流れで記述していくことにしたい。

1. 近年の東アジア共同体論議

まず、近年の論議について少しくふれる。

東アジア統合の推進論者であった渡辺利夫も『新・脱亜論』において「東アジア共同体は、我が国はもとより、東アジア全体にとり危険な道」であると断じている。この背景には、中国の覇権主義が見え隠れしていることが大きな要因であるとしている。

この文章を書いている現在においても（平成22年9月20日）、「尖閣沖衝突 中国、閣僚級の交流停止」という記事が飛び込んでくる。沖縄県の尖閣諸島沖で海上保安庁の巡視船に中国漁船が衝突した事件で、那覇地裁石垣支部は9月19日、公務執行妨害の容疑で逮捕、送検された漁船の中国人船長の拘置期限延長を請求し、沖縄地裁石垣簡易裁判所は同日、9月29日までの10日間の延長を認めた、それに対して中国外務省はその対抗措置として閣僚級以上の交流の暫定停止を表明したという事件である。（平成22年9月20日「日本経済新聞」1面）

それ以外にも海底ガス田開発問題なども首をもたげてくる。

このような問題のなかで我が国はいかに問題を整理して

いくべきか。

東アジア懐疑論者の中には、これらのニュースとともに、中国を脅威と感じる人々や「民主主義を愛する人々」にとって、東アジア共同体は、あってはならない話であるともいえる。

EUの権力は、独仏など欧州の大国群の一種の談合体制であると考えれば、加盟各国の合議制が存在するが、中国が圧倒的な力を有している。

東アジア共同体はEUのような合議制になることは考えられず、現実にはいわゆる「拡大中国」になる懸念もあることは否定できない。米国の覇権が後退し、東アジア共同体が具体化していくことは、中国共産党の独裁権力が東南アジアや朝鮮半島、そしておそらく日本にまで波及していくことを意味することにもなる。

東アジア共同体の構想がさかんに語られるようになった2002年ごろの段階である。我が国が積極的に参加していた場合、東アジア共同体は日中連携となり、中国だけが権力を持つことを防げたかもしれない。しかし、当時から現在にかけての我が国は、対米従属の姿勢を保持することだけに注力してきた。そのため、東アジア共同体は中国主導で、我が国は米国覇権の後退とともに衰退を余儀なくされる可能性が強まっていることも言っ実問題として看過することはできない問題である。

対中国問題は我が国の将来を考えていく上で無視できないものとなってきているのは周知のとおりである。それは翻れば中国からみても我が国との関係は同様である。先の事件にしても中国としては、その主権問題は譲れないだろう。それはそれだけではなく、矛盾した対日姿勢の表れのなかで、指導部内の権力闘争は見え隠れするということも考えられる。このような時期であるからこそ日中に韓国も加えて日中韓が共益創造をしていく時期にきている。第一に、日中韓FTAをはじめ経済協力のための枠組みづくりである。第二に、日中両国が相手国の重要性を冷静に認識したうえ、信頼回復及びその醸成に取り組むことである。そして、そのうえでアジア共同体についてその構想をしていくべきだろう。

そのわけは負の問題の解決（例えば、そのなかでの格差、環境、感染症など）、テロとの対峙などをみても地域協力が必要となってくる。

ある種冷え切っていた東アジア共同体問題を再燃させたのが、昨年（2009年）民主党が圧勝した衆議院選である。これにより誕生した鳩山首相（当時）は東アジア共同体構想を掲げた。しかし、その中身は具体的には煮詰まっていない。

今後、政官学がその具体的議論を通して、アジア各国との協力を得ながら未来へ向かうときが来ている。^(注1)

2. 地域政治から見た東アジア共同体論

本章においては、地域政治という側面であらためてみる。

東アジア共同体の形成を模索する上で、最も大きな経済的論拠は、その規模の経済性にある。英語が共通語として浸透して、E-mailが情報伝達ツールとして定着し始めた今日、マクロ経済の最適規模という点ではより広大な領域を有するようになった。

「小さすぎる」ASEANと「大きすぎる」APECとの間でASEAN+3がその規模として適正ではないかと模索されてきた。^(注2)

しかし、ここにもさまざまな議論があるASEAN+3ではなくASEAN+6がより適正であるとか様々な議論があるところである。

さらに、ASEAN+3と台湾を含めるか否かという問題である。台湾はAPECのメンバーであるが、ASEANに1996年以降加盟した国（ミャンマー、ラオス、カンボジア）はAPECに未加盟である。

台湾問題に関して、『東アジア憲章案』（以下『憲章案』）ではいかに考えているのか、その点について記してみよう。

ここでは、「中華台北」（台湾）を設立初期からのメンバーとして入れるのか、入れないのかという点ではっきり明言していない。

入れる立場もありうるという書き方である。台湾の国際的位置づけに関して、独立国か中国の一部かにおいて対立があるのは周知のとおりである。東アジア共同体憲章案においてもこの台湾の帰着問題に関して決着をつける選択肢も考えられるが、この場合に決着をつけなくても台湾を東アジア共同体のメンバーにすることは可能となる。『憲章案』はオブザーバー（投票券つき又はなしの2つのタイプ）の地位を用意している。（『憲章案』第31条3項c号、23条6項）しかし、オブザーバーを超える存在にするのか加盟国未満の位置づけとすのか、台湾の地位をすべて不問に付したままにするのか、複数の選択肢が生じてくる。このような背景があるので、あえて『憲章案』に関しては「台湾の国際的地位は微妙な問題であるため、台湾の加盟資格については、本共同体の設立に際して、別途議定書を本憲章締約国間で締結するのが妥当かもしれない」と記されている。^(注3)

そして、ASEAN+3を存続しながらもそれ自体の機能拡大を実現し、東アジア共同体が併存していくのかという課題もある。それともASEAN+3は東アジア共同体に発展解消するのか。

例として、1990年のEAEG構想からAPECへと結び付き

た形となったEAEC, ASEMのアジアサイドのメンバー会議外交, そこから1997年のASEAN+3へといく流れは直線的なものではなく、様々なファクターが絡み合ったと考えられる方が自然である。^(注4)

ASEAN+3の発展的解消であるならば、ASEANはASEAN+3の特権的地位を失うことにもなり、ASEAN諸国がそれに同意することはむずかしいという議論もある。

それ以上の実益とは何が考えられるのか。

東アジアの議長国制度である。ASEAN+3は、ASEAN諸国が開催の権利を独占するフレームワークとなっている。+3である日中韓はその開催に関して自らの発意ではできないことになっている。このような開催イニシアティブ・アジェンダの設定を独占する特権を東アジア共同体の形成により失われるのか否かという点であるとはいえ、東アジア共同体の政策提案機関である閣僚理事会及び最終的な意思決定機関である首脳理事会の議長国は同一国が担当する。そして1年交代でASEAN諸国とそれ以外の国で輪番となる。『憲章案』第23条1項、第24条1項)それゆえ、ASEAN諸国がイニシアティブをとりたい場合は、ASEAN諸国がASEAN共同体として一丸となることのほうが有利であるという考え方もできる。^(注5)

我が国においては、東アジア共同体の形成は、欧州連合(EU)と比較した場合、同一には論じ得ないという認識がある。換言すれば、アジアは、宗教的にも民族的にも多様である。このことから形成されるべき東アジア共同体はEUとは別の形であるべきであるという考え方が主流となっている。

昨年(2009年)誕生した鳩山政権においても、東アジア共同体構想についての考え方には、以下のような共通認識がされている。

第一に、アジアと欧州を単純に比較して、その相違点を強調するべきでなく、欧州の経験から経験則として学ぶべきことは学び、東アジア共同体を目指すという点である。

この欧州から学ぶべき点として、経済的な意味合いで言えば、共同市場を目指していくという点である。共同市場とは、財やサービスの貿易自由化にとどまることなく、労働や資本といった生産要素の移動を域内において可能にするということである。域外共通関税を可能にする関税同盟の成立はその前提となる。

第二に、単なる経済統合にとどまらず、政治統合をもその視野に入れていく点である。

東アジア共同体に立ちふさがり課題として、具体的な個々の抗争が武力行使あるいは武力による威嚇へと激化するかどうかということ以上に、構造的な問題ではないか。そ

れは、換言するならば、冷戦終結後20年を経た現在、東アジアでその残骸を払拭しえないという現実が立ちふさがっていることを意味する。

これは冷戦後拡大を進行させた欧州と比較してみれば明白である。

社会主義国の民主化という点だけを取り上げてみても、東アジアではこの例は一例も見ることができない。2つの分裂国家(中国と朝鮮半島)が存続している。それが地域的安全保障の不安定要因となっている。東アジア共同体の構築とは、異なる政治体制の国同士が、どこまで共同体を目指していくのか、そして、分裂国家同士をいかに共通の共同体へ入れていくのかというハイレベルの政治的課題を解決する手法にかかっているといっても過言ではない。^(注6)

『憲章案』では、東アジア共同体の形成においては、ASEAN形成の場合のように漸進的に進めることがあげられている。東アジア諸国の間に存在する合意可能性(換言するなら主権コストの最小化)、域外諸国による容認可能性、既存のいわゆる下からの地域主義である。

そして、政策内容に関してはいかなる点に留意されるのか。

短期的に実行可能なものと長期的視点で考えていくものとを双方盛り込むことである。

東アジア共同体の設立に関してのその実益という視点で見た場合、短期及び長期の双方、東アジア諸国政府と諸国民に感得されないとすればそれへの支持は得られない。^(注7)

この政治統合という場合の経済的意味は定まっていない。予想できることとしては、司法、行政、立法の各分野において、財政支出削減があげられる。

鳩山総理大臣がいうところの政治統合まで視野に入れるとするならば当然の帰結として財政も統合されることとなる。^(注8)

立法とはまさしく政治である。しかし、極論すれば、合意は同床異夢でも成立する。ある国家は権力政治の視点から、ある国家は利益政治の視点から、そしてある国家は規範政治の視点から、東アジア共同体に合意するかもしれない。EU統合に触発され1960年代のラテンアメリカやアフリカにおいて出てきた地域主義も、冷戦後のグローバリゼーションの潮流から出てきた地域主義もその多くは自由貿易協定か関税同盟若しくはそれに類するものであった。1967年のASEAN結成以降1976年の東南アジア友好協力条約締結に至る9年間に当時の加盟国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール)は不戦レジームがひとつの大きな目的であった。1990年代からのASEAN加盟国拡大もある意味からすればこの不戦レジームをインドシナ半島まで拡大させようという意図があったのではともいえる。そこで、21世紀の東アジア地域主義を考えてみ

る際、過去40年のASEANの経験及びASEAN+3、EASにおける参加メンバーの思惑を整理することが重要となるのではないか。^(注9)

金融という側面ではどのような状況になっているか。

東アジアにおいて、金融をとりあげてみると、スワップ協定の東であるチェンマイ・イニシアティブ(Cheng Mai Initiative:CMI)を東アジア共同体の根底にあるものとする論者もいる。しかし、2008年10月、シンガポールと米国、韓国と米国が新たに二国間スワップ協定を締結した。これが意味するものは、東アジアで完結したCMIが実質的意味合いを有しないということである。CMIは共同体につながると考えるのはむずかしい。しかし、CMIがIMFの束縛から解放され、独自の資産を有するようになればまた、話は変わってくる。

通貨及び金融協力に関してどこまでをその目標としていくべきかという点については意見が分かれており、今後の大きな論点となると予想される。

東アジア共通通貨を東アジア共同体と結び付ける考え方も多い。

この点については、通貨危機が発生した際のセーフティネットとなるCMIのような協力形態は妥当なところである。しかし、通貨という側面を考えれば、単一通貨を最終目標とする目標設定及びその通貨協力に関するマクロ経済政策協調は、まだ、現在の東アジア地域には時期尚早であり非現実的ではないか。^(注10)

ただ、ここで考えておかねばならないことは、仮に東アジアに共通通貨が誕生した場合は、東アジアに共通金利が適用されるという点である。仮に、カンボジアの金利が我が国でも適用されるということになれば、日本企業は壊滅するという点である。

逆に我が国の金利がカンボジアで適用された場合、その経済は過熱し、早晩、その経済は破綻することは想像するに容易である。

2009年秋以降のEUにおけるギリシャの財政破綻問題をいかに見ていくかということも、東アジアにおいて同様の問題が生じることは考えられる。^(注11)

本節では地域の内需拡大についてふれてみたい。

2008年からの国際金融危機(いわゆるリーマンショック)において、東アジアの主要国経済が著しい衝撃を受けた理由として、あげられることは何か。

第一に、長期にわたった、輸出依存度の高さがかなりの程度影響している。

特に欧米先進国への依存度の高さである。中国の貿易収支の黒字のGDP比は8.3%、輸出依存度は30%である。欧米地域への輸出が全輸出に占める割合は40%近い。韓国及

びASEAN各国の輸出依存度、対欧米市場輸出比率も同様に高い。

このような背景を考えた場合、域内経済の安定に対する外部市場の変動の衝撃を減らすには、まず、内需拡大が重要な政策選択となってくる。これは国際危機への対応能力を増すことにもなる。

内需拡大をとおして、地域経済の安定をもたらすのは次の2つの点があげられる。

第一に、地域各国が国内の個人消費の水準を高めることを通して、国内市場の需要を拡大し、国内経済の輸出依存度を減少させていくことである。

第二に、最終製品の域内市場の需要を拡大させ、域内貿易の比率を高め、域外市場への依存度を減少させていくことである。

これは、各国の市場開放及び地域経済の一体化にかかっている。

東アジア地域の域内貿易においては、以下の4点の特徴があげられる。第一に、域内貿易の比率が依然として低い状況であるという点である。2008年においては、37.0%であり、NAFTAの50%以上、EUの60%以上という数字よりも低い。

第二に、域内貿易比率の差異が大きい点である。

中国は最も低く26.7%である。

第三に、主な経済体の域内貿易の位置づけにはかなりのばらつきがみられる。

中国とASEANは域内からの輸入が輸出より多い。しかし、韓国にとっては、域内市場は、輸出の重要性のほうが輸入のそれよりも大きくなっている。

我が国の域内輸出と輸入の割合はほぼ接近している。

第四に、東アジア地域には、明らかな域内貿易不均衡が存在している。その例をあげれば、中国とASEANは域外に対して貿易黒字を有しているが、域内に対しては貿易赤字である。

特に、中国の域内貿易特化係数は10%を超えている。

ここから言えることは何であろうか。

第一に日中韓の三国の域内貿易の規模の小ささが東アジア全体の域内貿易比率が著しく低い主要要因である。

第二に、域内製品を吸収することにより、域内経済発展のレベルが比較的高い日本と韓国に相対的に限界がある点である。

第三に、上述した第二の点もたらしている域内需要の不足が、中国とASEAN等の経済体の域内貿易の不均衡を加速化させているという点である。

地域経済の一体化を進めるには、域内市場の需要、特に最終製品の需要を拡大させることがあげられる。

日中韓3カ国は相互の関係と政策方向をいかにさせてい

くかという点は、東アジア域内の経済一体化を模索する上で重大な影響をもたらすことを自覚することが肝要である。

東アジア共同体の構築に関して、留意すべき点としては何があるか。

開放的な地域主義を堅持していくことがあげられる。

さらに効率を高めコストを下げるために、徐々に推進するやり方をとるべきである。すでに一定の基礎をなしているか、または、緊密な経済関係を有した経済体の間から開始し、徐々にその地域の他の成員へ拡大させていくべきである。

そして実務的で包容力のある原則を堅持することである。それは臨機応変性を有していくということも意味している。特に一部の小国や経済レベルの低い国に対してはそのフレキシビリティが重要になってくる。^(注12)

ここでいう地域主義とは、第一に世界経済全体の構造変化において、ASEANや東アジアの地域主義を把握していく必要があり、それが不可欠と考えている。

経済活動は、世界的であり、世界市場において完結している。そして、世界経済は不断の歴史的な変化を続けている。世界経済の構造変化のなかでASEANや東アジアの地域主義を把握し位置づけなければならない。それは世界経済に対してASEANがどうしていくべきか、その変化にいかに対応していくべきかという点を論じていくということの意味している。

第二に、地域主義という場合に、その現実の活動主体を把握することが肝要である。地域主義という場合、理論化を含め抽象化の面と実態面の両サイドからの把握が必要不可欠である。実態という面では、政府、企業、市民活動などを把握し、政府等の政策とともに企業等の活動を把握しながら行動していくことである。

第三に、地域主義を考える場合、政治、経済、歴史といった各領域を超えた共同作業が必要とになってくる。^(注13)

本節では経済協力に関して試みる。

経済分野というなかでの市場構築という点については、域内において一層緊密な市場の構築を模索している。第一に、自由貿易協定の広がりを単一の多国間FTAに変えること、第二に、モノ・サービスにおける貿易自由化、第三に投資の自由化及び投資家の保護、第四に経済活動に携わる自然人の移動をプロモートすることである。

これは、換言するならば、FTAプラスの実現と言い換えることもできる。端的に言えば、東アジアの自由貿易地域 (FTA) 及び関税同盟 (CU) の間に位置するもの、又は、FTA及び共同市場 (CM) の間に位置するものをそのターゲットとしている。ASEANのASEAN経済共同体 (AEC)

と同じターゲットを想定したものであるともいえる。ASEANにおいてはシンガポールが自由貿易地域であり、他国との同一関税を設定するCUの実現においては障害が発生することが予想される。また、ASEANにおいては、その加盟国間の経済格差ははなはだ大きい。それゆえ、比較優位産業がそれぞれ異なってくる。各国においても関税を高く設定したい産業も異なってくる。そうするとCUもかなり困難な状況となってくる。

それゆえ、上記の内容 (自由貿易協定の広がりを単一の多国間FTAに変えること、第二に、モノ・サービスにおける貿易自由化、第三に投資の自由化及び投資家の保護、第四に経済活動に携わる自然人の移動をプロモート) は現実的目標として重要となってくる。^(注14)

このように、議論のなかで楽観論、悲観論百花噴出している。

では現実的な面でのフォローという面を試みる。

そこで地域協力という視点で考えてみる。

世界的な地域協力体としてはEUが有名であるが、アジアでも地域協力体が行われている。

これは、戦後、米国をはじめとするいわゆる西側諸国とソ連をはじめとするいわゆる東側諸国との冷戦が1991年のソ連崩壊まで続いていた。この間、どちらにも加わらず非同盟という立場をとってきたのがアジア諸国の立ち位置であった。

そのようななかまず、1967年にASEAN (Association of South-east Asian Nations:東南アジア諸国連合) が設立された。これについて少しふれてみる。

アジアにおける地域協力のひとつとしてASEANがある。これについて振り返ってみる。

ASEANは、1967年結成されたが、突然結成されえたわけではない。その前段階として東南アジア連合 (ASA:Association of Southeast Asia) とマフィリンド (Maphilindo) という2つの組織が東南アジア地域には存在した。ASAは、フィリピン、タイ、マレーシアの3カ国で1961年に結成された。この背景には、当時シンガポールやマレーシアにおいて共産主義勢力が台頭していたことに対抗するために結成されたという点がある。戦後独立したばかりの東南アジア諸国は、急進的な外交を行っていたスカルノ政権下のインドネシアとマレーシア及びフィリピンの間で対立関係が起こっていた。インドネシアではスハルト政権に変わりこうした隣国との対立関係を終焉させ反共産主義でその目的をひとつとしていたことがASEANの設立へとつながる。

ASEANが経済的な側面で注目されるようになったのは

1980年代以降である。

その背景には、1970年代に起こった2度の石油危機、その後の世界的な景気後退及びそれに付随する保護主義的な動向が世界的な潮流となったことである。第二に、ASEAN諸国の工業化が進み、域内経済協力の必要性が高まったこと、それに加え、域内協力を通して企業育成などの重要性が認識され、世界の他地域において域内経済協力が進んでいたことがあげられる。^(注15)

3. ASEAN経済共同体 (AEC)

そもそもASEAN共同体とはどのような色彩を有しているものなのか。その点について本章では少しふれてみる。

FTAプラスを目指し、いかなる針路をとろうとしているのか。それについてまとめてみる。

2007年に採択されたASEAN経済共同体 (AEC) ブループリントにより、経済共同体の具体像と実現へのプロセスが顕在化してきた。

欧州においては、1957年に欧州経済共同体 (EEC) を設立するための条約 (ローマ条約) が締結されている。同条約は、関税同盟 (CU) を共通農業政策と競争政策が補完している。いわゆる「CUプラス」であった。欧州においては、経済共同体は「共同市場及び共通政策」を意味していた。とはいえ、物品の自由なる移動及び共通関税は実現したものの、サービス、ヒトの移動、資本の移動は厳格に規制された。共同市場の設立は93年のマーストリヒト条約まで待たねばならないこととなった。

それでは、AECは何を目指すのか。「FTAプラス」という点があげられる。ブループリントによれば、AECは「物品、サービス、人の移動、資本の移動」が実現しているのは共同市場であるが、AECが実現したとしても、物品、サービス、人の移動、資本の移動は制限が残ることが考えられ、我が国政府がASEAN各国と締結している経済連携協定 (EPA) に自由化、円滑化の範囲と近いものとなりうる。これでは基礎的レベルにとどまっている。^(注16)

ではASEANの経済的な側面での地域協力という点ではどのような歴史があるのか。

それについてみてみる。

【ASEAN経済協力:1976-2003年】

ASEANは1967年に設立され、設立当初からの政治協力とともに、76年の第一回首脳会議において提唱された「ASEAN協和宣言」によって域内経済協力をスタートさせた。

85年9月のプラザ合意以後、円高・ドル安をその背景として、アジアNIESまたはASEANに対しての我が国からの

直接投資の急増という形態で多国籍企業の国際分業が著しく進行していった。それと同じ時期に、ASEAN諸国は、構造変化に合わせ新たな形でその発展及び成長戦略並びに外資依存かつ輸出指向の成長戦略に転換させていった。外資政策に関しても、従来の直接投資規制的色彩の強いものから直接投資を遇する形へとシフトさせていった。^(注17)

85年のプラザ合意による円高ドル安は、我が国製造業が大挙してその生産拠点を東南アジアへ移す契機ともなった。タイにおいては自動車、電気・電子分野をはじめとして日系企業の集積が進むこととなった。97年にアジア通貨危機が発生した際は、日系企業は内需面での縮小を補完する形でピックアップトラックを主としてその輸出に力を入れることとなった。^(注18)

【第二ASEAN協和宣言とAEC】

ASEAN域内経済協力は、2003年10月に開催された第9回ASEAN首脳会議における「第二ASEAN協和宣言」をその分岐点として、集団的に外資依存輸出指向型工業化戦略的色彩を有しつつも、単一市場又は、共同市場を目標として新たなるステージに入った。^(注19)

第二協和宣言では、安全保障共同体、経済共同体、社会・文化共同体から構成されるASEAN共同体を2020年に創設することを明らかにした。また、第二ASEAN協和宣言においてはハイレベル・タスクフォース (HLTF) の提言が附属文書として付されている。同文書は、原産地規則の改善、非関税障壁の透明性の向上、輸出入における複数にわたる行政機関に及ぶ申請・許認可を1つの電子申告フォームで行うシングル・ウィンドウの自由化とASEANマイナスX方式での自由化の加速などを提言している。^(注20)

また、優先11分野が選定され、市場統合の加速化が図られた。^(注21)

4. ASEAN憲章

本章ではASEAN憲章についてみてみる。

2005年12月に開催された第11回ASEAN首脳会議においては、「ASEAN憲章の制定に関するクアラルンプール宣言」を發出し、ASEAN憲章の制定に正式合意がなされた。2007年1月の第12回ASEAN首脳会議においては、ASEAN憲章に関する賢人会議 (EPG) が提出した報告書を支持し、次の首脳会議において完成させることを宣言し「ASEAN共同体の2015年成立に関するASEAN宣言」により、ASEAN共同体創設を5年前倒しして2015年にすることを宣言した。^(注22)

2009年2月から3月にかけて開催された第14回ASEAN首脳会議においては、保護主義への対抗、マクロ経済政策協調といった危機への対処が話し合われた。2007年の

「AECブループリント」に続いて、ASEAN共同体の確立へ向けて「ASEAN政治・安全保障共同体（APSC）ブループリント」及び「ASEAN社会・文化共同体（ASCC）ブループリント」が発せされた。^(注23)

AECブループリントにおいては、2015年に至るサービスの自由なる移動に関する制限という面で、その緩和又は撤廃をされることを目している。より詳細には、航空輸送、e-ASEAN（電子商取引等）、観光、ヘルスケアの4つの分野におけるサービスは2010年まで、ロジスティクスに関しては2013年まで、その他の全分野は2015年までに自由化されることを目している。2004年に締結された優先分野の統合のための枠組み協定においては、2020年以前にサービス貿易が自由化されるとしていたことを考え合わせれば、サービス貿易に関する自由化は加速化している。^(注24)

【ASEAN憲章の経緯とEPG報告】

2007年12月の第11回ASEAN首脳会議においては、「ASEAN憲章の指針に関するセブ宣言」により、次回の首脳会議で憲章を完成させることを宣言し、賢人会議（EPG）が「ASEAN憲章に関するEPG報告」を提出した。この会議においては、ASEAN共同体創設を5年前倒して2015年にすることも宣言されている。EPGは、ラモス元フィリピン大統領やアタス元インドネシア外相を含む各国1名の計10名で構成され憲章案を検討した。^(注25)

EPG報告の提言においては、第1に、「意思決定過程」については、コンセンサス方式を見直し、安全保障及び外交政策以外の分野については、コンセンサスが得られないときには、単純に多数決か3分の2若しくは4分の3の多数決のいずれかにより決定がなされることを提言した。第二に、「メンバーシップ」において、加盟国によるASEANの規範、価値並びにASEANの宣言、協定、条約に含まれる目的、原則、約束について重大な違反を行った場合は、関係加盟国の要請と外相会議の提言をベースとして、ASEAN評議会が権利及び特権の一時停止を含む措置をとることを提言した。^(注26)

ASEAN憲章は発効された。ASEAN憲章をEPG報告と比較してみる。基本的にはASEAN憲章はEPG報告をベースとしているが、EPG報告の重要な部分は抜け落ちていた。EPG報告においては、第一にコンセンサス方式を見直し多数決方式が提案され、第二にASEANの目的や原則に対して重大な違反が起きた場合は、権利と特権の停止が提案された。しかし、ASEAN憲章ではそれらは採用されず、第一に関しては意思決定は、コンセンサスの原則をとり、協議とコンセンサスがとれない場合には、首脳会議に付託することとなった。^(注27)

ASEAN憲章を経済統合の面からみてみると、第一に「目的」において、ASEAN経済共同体（AEC）の内容を明文化し、経済目標を最上位に置いている。第二に、「目的」で経済格差の縮小も明文化した。第三の「目的」で、経済関係を最重要点とする東アジア地域協力における推進力としての役割維持を明文化した。第四の「原則」において、経済に関してASEANルール支持を明文化した。最後に経済における柔軟な決定方式であるいわゆる「ASEANマイナスイナスX」方式を明文化している。^(注28)

このASEANマイナスイナスX方式とは、サービス貿易と投資については、実施可能な国から実施するという方式である。これによち、自由化を柔軟に行うことを目している。この背景には、ASEAN憲章がEPGの提言に沿って罰則規定を採用していれば、各国で確実な実施が期待し得たかもしれないが、発効したASEAN憲章にはそうした規定はないのは前述した。この点で各国が実施にあたって、二つの問題が生じてくる。特にASEAN新規加盟国で懸念されることとしては、実施能力の不足及び国内の政治的反対などにより実施が困難となることが予測される。実施能力に関しては、新規加盟国へのサポート及びキャパシティ・ビルディングを行い、その向上を意図している。一部の分野については移行期間を設定するためASEANマイナスイナスX方式を採用するといった柔軟な対応をとらざるを得ない現実がある。^(注29)

5. ASEAN地域統合面での諸分野

本章においては地域統合に関して、その概念をまずまとめておく。

地域統合に関する形態は、限定された経済統合から始まり、それがさらに高度に進化された経済統合に至るまで、機能面からいくつかの形態に分類することができる。

1961年にバラッサ（Balassa, B.）が提唱した経済統合の形態5ステージモデルに基づいていくものである。

それは、地域統合は、

第一に、自由貿易地域、第二に、関税同盟、第三に、共同市場、第四に、経済同盟、第五に、完全なる経済統合の5つのステージがあるというものである。

このようにみると、まず地域経済統合を展開していくためには、締結国間において、モノの比較的自由的な動きを実現するというステージから開始され、締結国間で経済協力関係の進捗及び信頼醸成を通してその機会を見て域内における経済協力関係をさらに高度なレベルへと展開していくという形で進んでいくと考えられた。例えば、AFTA（ASEAN自由貿易地域）は5段階のうち1段階の初期的なステージである。これに対してEUは1999年に欧州中央銀行を設立し、2002年からユーロという共通通貨が流通して

おり、世界で最も高度に域内諸国の経済協力が進んでいるといえる。^(注30)

本節では、ASEANの地域統合という面で様々な分野があるがまず、物流についてふれてみる。

南北経済回廊、東西経済回廊という陸路が増えたことにより、従来のインドシナ半島を迂回していた海路に加え物流面において格段の進展が起こった。それはインフラのみならず、どのような波及がなされてきたのか。

そして、物流面でいかなる制度面での改善が行われようとしているのか。

1993年の関税引き下げ開始から17年かけ、ASEAN先行加盟国においては、ほとんど例外品目がないFTAとして完成してきているのが現在である。それに加え、CLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)といったASEAN新規加盟国においては、その関税の引き下げ、撤廃という点でも前進してきている。

域内関税がほぼ撤廃されてきているという点において、今後さらに重要性が増加してきているのが物流面での円滑化である。ASEANは関税同盟ではないため、国境を越えるごとに通関手続きが必要となる。さらに、AFTAにより、特惠関税を享受するためには、原産地証明書フォームDを取得する必要がある。

ASEAN経済共同体(AEC)形成に向け、その行動計画であるブループリントにおいて、物流面ではどのような文言が記されているか。具体的には、17あるコア・エレメントのうちの1つである「物品の自由な移動」という中で、非関税障壁の撤廃、原産地規則、貿易円滑化、税関統合、ASEANシングル・ウィンドウ、基準・技術障壁の6点があげられる。

これらは関連性のない別個のものではなく、通関手続きの電子化などは複数の措置に関連しているものである。この中でもASEANシングル・ウィンドウはソフト面においての物流インフラ整備の集大成と言って過言ではない構想である。これについて少しふれてみたい。^(注31)

ASEANシングル・ウィンドウ(ASW)とは、複数の行政機関にわたる貿易関連の手続きをひとつの窓口を集約するとともに、書類提出を電子化していこうという試みである。通関手続きのワンストップサービスである。

これが実現されれば、通関手続きに要する時間とコストの削減を可能とし、ひいては、貿易の効率化及び競争力の強化につながっていくものと考えられている。^(注32)

シングル・ウィンドウは通関手続きの迅速化や透明性向上といった面で、その貢献が大きいことが期待されている。と同時に課題としてあげられるのは、人材不足、法制度の

未整備、エンドユーザーの関与の低さという点があげられる。まず、国、地域レベルにおいて、技術専門家の不足がある。ASWの導入にあたっては、電子化を前提としている。そのための専門的なシステム開発というファクターが強い。ASEANは各国ごとにその経済的格差をはじめとした格差が大きいことは否めず、特にASEAN新規加盟国(CLMV)においては、通関手続きに精通した専門家は数的にも極めて限定されてくるという現実がある。国家レベルにおけるナショナル・シングル・ウィンドウの導入に関しては、その関連省庁も多岐にわたっている。各政府機関における専門家の不足という点はその相互連携を困難にしている。

第二に法制度の未整備という点に関しては、ASEANにおいては電子送信された情報の二国間相互承認のための法律及び制度が未整備であるという現実直面する。特に、電子署名といった高度な技術的問題に関わる法制度の欠如はASWの導入に障害となる。^(注33)

ASWの前提として国内のワンストップサービスであるナショナル・シングル・ウィンドウ(NSW)を構築する必要がある。マレーシアでは、2008年までにNSWを実現する予定をしていたが、マレーシア国際貿易産業省(MITI)は、「国内の法規制の問題やオンラインの整備が遅れており、NSWの実現は2009年にずれ込む」として完成が遅れてきている。^(注34)

インドネシアにおいては、このNSW及びASWに関して、経済政策パッケージの「物流円滑化と通関」で規定されている。NSW導入にあたっては、実施場所などにより3つのフェーズに分類され、全国展開を目指している。これまで、タンジュンプリオク港で2007年12月にNSWが試験導入されて以来、2008年12月にはスカルノ・ハッタ国際空港などの導入を目指す第3局面に入っている。インドネシアへ進出している日系企業が貿易制度という点で常に問題としているのが「通関等諸手続きが煩雑」(回答率56.2%)、「通関に時間を要する」(回答率54.0%)といった通関制度に関しての指摘が多いので、今後さらにその導入また普及に期待がされている。^(注35)

ベトナムでは、2012年までにNSWの設置・実施が目指されている。ベトナムではASWの設立と実施に関しての協定及び議定書をもとにして、NSWの政府承認を得て、2008年9月にNSW実施指導委員会をスタートさせた。委員長は財政相であり、関連省庁の事務次官クラスやベトナム商工会議所会頭が委員を務め、税関総局がその事務局を担当する。現在、同委員会のなかに、①法律ワーキンググループ、②技術ワーキンググループを組織中である。NSWは関連省庁すべてに関わるため、同委員会と税関総局が共通データ、手続きの統一、ソフトウェア、人材育成

などの面で政府承認後に実施管理を行う。^(注36)

本節では、熟練労働力についてふれてみる。ASEAN加盟各国においても、国際競争力を維持していくという点から、専門職や高度技術者の外国人労働力を必要としている。AECブループリントにおいては、受け入れ国の法規に沿って、物品貿易、サービス貿易、投資に従事している自然人の移動管理及び入国簡素化を目している。^(注37)

サービス分野の労働市場開放に当たる第4モード（サービス供給者の越境）のうち、人の移動という点では熟練労働者に限定されている。単純労働者の移動の自由は含まれていない。自由職業サービス（専門サービス）においては、資格の相互承認が認められている。ただし、ASEAN域内の一部の国においては、単純労働者の移動は既に行われている。^(注38)

具体的には相互承認（MRA）に関する協定のうち、正式なMRAは、エンジニアリング・サービス、看護サービス、建築サービス、開業医、歯科医の5つの分野である。会計監査サービス、測量技師に関しては、交渉の促進に資するMRA枠組みとなった。

上記5つのMRAのうち、看護サービス、開業医、歯科医とエンジニアリングサービス、建築サービスの2つに分けている。前者（看護サービス、開業医、歯科医）は、準備ができた段階で後から参加することが容認されるASEANマイナスX方式を採用している。^(注39)

例えば、マレーシアにおいては、熟練労働者や有能な技術者が不足している。マレーシア政府にとっても、熟練労働者や有能な人材の確保は、政府が進めている知識集約型経済を実現化していく上で不可欠であるという観点から、マレーシア資本が入ったメーカーにおいては、技術的なポスト（研究開発を含む）に関しては、外国人の就労を自動的に認めるといった措置をとり、人材確保に努めている。

しかし、AECにおいて、人の移動を実現し得たとしても有能な人材の確保にはつながらないとの見方もあることは事実である。ある日系企業においては、「所得格差の大きいASEANにおいては、優秀な人間は高額な賃金を要求し、シンガポールをはじめ高賃金を出す国へ流出してしまう」という懸念があるという。ヒトの移動が実現してもその恩恵は少ないのではないかという意見である。

優秀な人材の特定国への一極集中を回避する工夫もまた求められている現実がある。

具体的には相互承認（MRA）に関する協定のうち、正式なMRAは、エンジニアリング・サービス、看護サービス、建築サービス、開業医、歯科医の5つの分野である。会計監査サービス、測量技師に関しては、交渉の促進に資するMRA枠組みとなった。

上記5つのMRAのうち、看護サービス、開業医、歯科医とエンジニアリングサービス、建築サービスの2つに分けている。前者（看護サービス、開業医、歯科医）は、準備ができた段階で後から参加することが容認されるASEANマイナスX方式を採用している。^(注40)

おわりに

本稿では東アジア共同体構想に関し、それらの難題課題をもとにして現実的なフォローとしてどこからどのように前進していこうとしているのかという流れで記述してきた。

その中で大きな問題となってきたのはその是非はもちろんであるが、現実的に前進していく場合の諸問題である。ここですべてをあげることはできないが、いくつかあげてみると、

東アジア共通通貨を東アジア共同体と結び付ける考え方も多い。

この点については、通貨危機が発生した際のセーフティネットとなるCMIのような協力形態は妥当なところである。しかし、通貨という側面で考えれば、単一通貨を最終目標とする目標設定及びその通貨協力に関してのマクロ経済政策協調は、まだ、現在の東アジア地域には時期尚早であり非現実的であるのではないかという問題である。ただ、ここで考えておかねばならないことは、仮に東アジアに共通通貨が誕生した場合は、東アジアに共通金利が適用されるという点である。仮に、カンボジアの金利が我が国でも適用されるということになれば、日本企業は壊滅するという点である。

逆に我が国の金利がカンボジアで適用された場合、その経済は過熱し、早晩、その経済は破綻することは想像するに容易である。

南北経済回廊、東西経済回廊という陸路が増えたことにより、従来のインドシナ半島を迂回していた海路に加え物流面において格段の進展が起こった。それはインフラのみならず、どのような波及がなされてきたのか。

そして、物流面でいかなる制度面での改善が行われようとしているのか。

1993年の関税引き下げ開始から17年かけ、ASEAN先行加盟国においては、ほとんど例外品目がないFTAとして完成してきているのが現在である。それに加え、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）といったASEAN新規加盟国においては、その関税の引き下げ、撤廃という点でも前進してきている。

域内関税がほぼ撤廃されてきているという点において、今後さらに重要性が増加してきているのが物流面での円滑

化である。ASEANは関税同盟ではないため、国境を越えるごとに通関手続きが必要となる。さらに、AFTAにより、特惠関税を享受するためには、原産地証明書フォームDを取得する必要がある。

ASEAN経済共同体（AEC）形成に向け、その行動計画であるブループリントにおいて、物流面ではどのような文言が記されているか。具体的には、17あるコア・エレメントのうちの1つである「物品の自由な移動」という中で、非関税障壁の撤廃、原産地規則、貿易円滑化、税関統合、ASEANシングル・ウィンドウ、基準・技術障壁の6点があげられる。

これらは関連性のない別個のものではなく、通関手続きの電子化などは複数の措置に関連しているものである。この中でもASEANシングル・ウィンドウはソフト面における物流インフラ整備の集大成と言って過言ではない構想である。

これらの現実的な諸問題は、GMS（Greater Mekong Subregion 大メコン流域開発）ともリンクし、今度はインドシナ半島のラオス、カンボジアといったいわゆるCLMV諸国の動向を注視していくことが当該地域についての将来を占う指針ともなる。GMSについては次稿に譲りたい。

（注）

- 注1：天児慧『アジア連合への道』筑摩書房、2010年、9～13ページ。
- 注2：こうした経緯は中村・須網・白井・佐藤『東アジア共同体憲章案』（昭和堂、2008年）第1章4～8ページ。
- 注3：中村民雄「『東アジア共同体憲章案』の意義と地域主義研究の課題」『社会科学研究』第61巻第1号、2009年、東京大学社会科学研究所、45～71ページ。
- 注4：山影進「ASEANファクターをどう捉えるか—『東アジア共同体憲章案』を読んで—」『社会科学研究』第61巻第1号、2009年、東京大学社会科学研究所、7～11ページ。
- 注5：中村民雄「『東アジア共同体憲章案』の意義と地域主義研究の課題」『社会科学研究』第61巻第1号、2009年、東京大学社会科学研究所、45～71ページ。
- 注6：山影進「ASEANファクターをどう捉えるか—『東アジア共同体憲章案』を読んで—」『社会科学研究』第61巻第1号、2009年、東京大学社会科学研究所、10～13ページ。
- 注7：中村民雄「『東アジア共同体憲章案』の意義と地域主義研究の課題」『社会科学研究』第61巻第1号、2009年、東京大学社会科学研究所、45～71ページ。
- 注8：吉野文雄「東アジア共同体構想の経済的含意」『東亜』第514号、2010年4月号、122～126ページ、財団法人霞山会。
- 注9：山影進「ASEANファクターをどう捉えるか—『東アジア共同体憲章案』を読んで—」『社会科学研究』第61巻第1号、2009年、東京大学社会科学研究所、9～10ページ。
- 注10：清水一史「『東アジア共同体憲章案』と地域主義—ASEAN域内経済協力の視点から—」『社会科学研究』第61巻第1号、2009年、東京大学社会科学研究所、38～39ページ。
- 注11：吉野文雄「東アジア共同体構想の経済的含意」『東亜』第514号、2010年4月号、22～26ページ、財団法人霞山会。
- 注12：趙 晋平「東アジア共同体の経済的意義」『東亜』第514号、2010年4月号、27～32ページ、財団法人霞山会。
- 注13：清水一史「『東アジア共同体憲章案』と地域主義—ASEAN域内経済協力の視点から—」『社会科学研究』第61巻第1号、2009年、東京大学社会科学研究所、40～41ページ。
- 注14：清水一史「『東アジア共同体憲章案』と地域主義—ASEAN域内経済協力の視点から—」『社会科学研究』第61巻第1号、2009年、東京大学社会科学研究所、31～37ページ。
- 注15：辻忠博「アジアの地域経済統合：東アジア共同体への道」長

- 谷川啓之編著『アジア経済発展論』文眞堂、2010年、31～32ページ。
- 注16：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、15ページ。
- 注17：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、3ページ。
- 注18：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、145ページ。
- 注19：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、6ページ。
- 注20：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、20ページ。
- 注21：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、45ページ。
- 注22：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、7ページ。
- 注23：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、11ページ。
- 注24：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、82ページ。
- 注25：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、29ページ。
- 注26：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、30ページ。
- 注27：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、37～38ページ。
- 注28：石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ（日本貿易振興機構）、2009年、37～38ページ。

- 易振興機構), 2009年, 38ページ。
- 注29: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 24~25ページ。
- 注30: 辻忠博「アジアの地域経済統合: 東アジア共同体への道」長谷川啓之編著『アジア経済発展論』文真堂, 2010年, 23~25ページ。
- 注31: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 131ページ。
- 注32: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 132ページ。
- 注33: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 135ページ。
- 注34: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 167ページ。
- 注35: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 177ページ。
- 注36: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 215ページ。
- 注37: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 92ページ。
- 注38: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 16ページ。
- 注39: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 96ページ。
- 注40: 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか—』ジェトロ (日本貿易振興機構), 2009年, 169ページ。

主要参考文献

- Asian Development Bank., *Key Indicators for Asia and the Pacific 2009*, , Philippines, 2009.
- ADB' s *Infrastructure Operations*, Asian Development Bank, , Philippines, 2007.
- Asian Development Bank, *Explaining Filipino Households' Declining Saving Rate*, , Philippines, 2009.
- Asian Development Bank, Asian Development Bank institute *Infrastructure for a Seamless Asia*, , Philippines, 2009.
- Barro, Robert, I., and Sala-i- Martin, X., *Economic Growth*, NewYork , Macgraw-Hill, 1995.
- Bergsten, F., *Global Imbalances and Currency Misalignment*, Outline of remarks at the World Economic Forum, January 2008.
- Charnon, M., and E.Prasad, *Why are Saving Rates of Urban Households in China Rising?*, NBER Working Paper No.14546, 2008.
- ESCAP, UNDP and ADB, *Achieving the Health Millennium Development Goals in Asia and the Pacific, Policies and Actions within Health System Beyond*.
- Institute of Southeast Asian Studies , Singapore , *Regional Outlook Southeast Asia 2010-2011*, , 2010.
- OECD, *Pensions at a Glance: Asia Pacific*, 2009.
- OECD, *The Emerging Middle Class in Developing Countries*, OECD Development Centre Working Papers 285, OECD Development Centre,2010.
- Rogoff, K., *Can the IMF Avert a Global Meltdown?* Project Syndicate, Sept. 2006.
- The World Bank, IFC , *Doing Business*, 2010.
- UNDP , *Asia -Pacific Human Development Report*, 2010.

